債権者集会招集

平成２３年（フ）第２２３号
滋賀県大津市におの浜３丁目４番46号
破産者　ナミテック工業株式会社
1　期日　平成25年５月31日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４０号
大阪府泉大津市若宮町１番11号
破産者　エンゼルピック株式会社
1　期日　平成25年７月５日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年４月26日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１６０号
山口市阿知須4871番地１　丸円第３ビル608、前住所山口市秋穂東4348番地16
破産者　岡崎　克二
異議申述期間　平成25年５月30日まで
平成25年４月26日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１６号
札幌市中央区北５条西22丁目１番10号
清算株式会社　株式会社太泉
代表清算人　小寺　正史
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第５号
岐阜市細畑４丁目８番15号
清算株式会社　株式会社スーパーヤナギヤ
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（ヒ）第３００５号
大阪市北区中崎３丁目１番２号
清算株式会社　ライト株式会社
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第８号
宮崎市広島２丁目12番17号東海第一ビル10階
清算株式会社　ＰＩＴサンフェニックス株式会社
1　決定年月日　平成25年４月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宮崎地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２０２１号
東京都港区海岸３丁目20番20号
清算株式会社　株式会社エムエフ
代表清算人　関谷　　勉
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権の定義
⑴　協定債権とは、平成25年３月11日（以下、「基準日」という。※特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権（以下、「優先債権等」という。）を除いたものをいう。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち、基準日以前及び基準日以後の利息債権及び損害金請求権を除いたものをいう。
２　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、協定債権者が指定した振込送金口座宛に振り込む方法により行う。振込手数料は特別清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　特別清算株式会社が協定債権者に対して債権を有する時は、上記⑴の弁済金と当該債権を対当額で相殺することができる。
第２　権利の変更及び弁済方法
１　協定債権元本について
⑴　弁済
特別清算株式会社は、すべての資産の換価を終了した後、優先債権等の総額を超える財産（以下、「弁済原資」という。）を保有する場合、本協定認可決定確定日または弁済原資確定日のいずれか遅い日から１か月以内に、各協定債権者に対し、当該弁済原資を基準日における各協定債権元本額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
特別清算株式会社は、上記⑴の弁済実行時に、協定債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、全額の債務免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴の弁済実行後、特別清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済原資として、各協定債権者に対し、本項⑴の例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
２　協定債権元本以外の協定債権
協定債権元本以外の協定債権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第１号
沖縄県名護市東江５丁目５番35号
清算株式会社　株式会社ソイル
代表清算人　名嘉　紀登
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者喜屋武哲に対し、現在清算株式会社の保有する全資産である現金74,100円全額を、本協定案認可決定確定後３日以内に弁済する。
２　協定債権者喜屋武哲は、前項の弁済をうけたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
３　協定債権者株式会社太名嘉組、同名嘉紀登、同有限会社大東開発は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
４　本協定に基づく弁済は、協定債権者が金融機関口座を指定した場合には、同口座に振込む方法により実施し、指定がない場合には、第１項の期間内に、協定債権者喜屋武哲の住所地（沖縄県沖縄市松本964番地）において実施する。
那覇地方裁判所名護支部

監督命令

平成２５年（再）第１８号
横浜市金沢区福浦２丁目８番17号
再生債務者　コロナ工業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目６番１号　丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所　弁護士　奥田　洋一
平成25年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２４年（再）第６号
新潟県南蒲原郡田上町大字湯川2986番地
再生債務者　新栄総業株式会社
主文　平成24年１月23日にした監督命令を取り消す。
平成25年４月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第１８号
横浜市金沢区福浦２丁目８番17号
再生債務者　コロナ工業株式会社
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年７月１日から平成25年７月８日まで
東京地方裁判所民事第20部